

第七二回

参第三号

栄養士法（案）

栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 免許（第二条 - 第七条）

第三章 試験（第八条 - 第十四条）

第四章 雑則（第十五条・第十六条）

第五章 罰則（第十七条・第十八条）

附則

第一章 総則

（栄養士の任務）

第一条 栄養士は、栄養指導に従事することにより、医療担当者として、人の健康の保持及び増進に寄与するものとする。

第二章 免許

（免許）

第二条 栄養士になろうとする者は、栄養士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（欠格事由）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 精神病にかかっている者
- 二 伝染性の疾病にかかっている者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であつて、栄養指導の業務を行うに適しないもの
- 三 栄養指導の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者であつて、栄養指導の業務を行うに適しないもの
- 四 素行が著しく不良である者であつて、栄養指導の業務を行うに適しないもの

（栄養士名簿）

第四条 厚生省に栄養士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第五条 免許は、栄養士名簿に登録することによつて行う。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。

（免許の取消し等）

第六条 栄養士が第三条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由とな

つた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

3 厚生大臣は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第七条 この章に規定するもののほか、免許の申請、栄養士名簿の登録、訂正及び消滅並びに栄養士免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第八条 試験は、栄養士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第九条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行う。

(栄養士試験委員)

第十条 試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に栄養士試験委員を置く。

2 栄養士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十一条 栄養士試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十二条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において、栄養学の正規の課程を修めて卒業した者

二 外国の栄養学校を卒業し、又は栄養士の免許に相当する外国の免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものの

(不正行為の禁止)

第十三条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手続、受験手数料その他試験に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 雑則

(主治医との関係)

第十五条 栄養士は、栄養指導を行うに当たつて、主治の医師又は歯科医師の指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(名称の使用制限)

第十六条 栄養士でない者は、栄養士という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。第六条第一項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられている者についても、同様とする。

第五章 罰則

第十七条 第十一条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十六条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(旧法による免許を受けている者)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)の規定による栄養士の免許を受けている者は、改正後の栄養士法(以下「新法」という。)第二条の規定による免許を受けた者とみなす。この場合において、当該免許に係る旧法第四条の規定により交付された栄養士免許証は、新法第五条第二項の規定により交付された栄養士免許証とみなす。

(免許の特例)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、新法第二条の規定の適用については、試験に合格した者とみなす。

- 一 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定に該当する者
- 二 この法律の施行の際現に存する旧法第二条第一項第一号に規定する栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)において現に栄養士たるに必要な知識及び技能を修習中の者で、二年以上にわたるその修習をこの法律の施行後に終えたもの

(受験資格の特例)

第四条 この法律の施行後次の各号のいずれかに該当するに至つた者は、当分の間、新法第十二条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 この法律の施行の際現に養成施設(学校教育法に基づく大学であるものに限る。)であるものにおいて、厚生大臣の指定した栄養学に関する科目の単位を修めて卒業した者
- 二 この法律の施行の際現に養成施設(前号の養成施設を除く。)であるものにおいて、二年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定した栄養学に関する科目を昭和五十四年三月三十一日までに修めた者

(旧法による名称の使用の停止処分)

第五条 旧法の規定によつてなされた栄養士の名称の使用の停止処分で、この法律の施行の際現にその効力を有するものは、新法第六条第一項の規定によつてなされたものとみなす。

(施行前の行為に対する罰則の適用)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の整理等)

第七条 前五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理 由

栄養士の資質の向上を図るため、栄養士の免許制度等を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。